

## 湘南国際村活性化検討委員会 設置要綱

### (設置目的)

第1条 湘南国際村の活性化及び持続的な発展に向けて、三浦半島全体の中での位置付け、県・横須賀市・葉山町の政策との連携、民間活力の活用等の観点から今後の湘南国際村のあり方を検討するため、湘南国際村活性化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 湘南国際村のあり方の検討
- (2) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、検討委員会設置の日から平成31年3月31日までとする。

### (委員長)

第4条 検討委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会における意見を取りまとめる。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、神奈川県政策局自治振興部地域政策課に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規約は、平成30年3月29日から施行する。

この規約は、平成30年8月31日から施行する。

(別表)

学識者 (まちづくり関係)
学識者 (まちづくり関係)
学識者 (まちづくり関係)
有識者 (コンサルタント)
有識者 (コンサルタント)
有識者 (メディア部門)
有識者 (金融部門)
有識者 (交通部門)
有識者 (観光部門)
横須賀商工会議所
葉山町商工会
横須賀市
葉山町
住民代表

(事務局)

神奈川県
------